

部内資料：緊急自動車・道路維持作業用自動車一覧表

区分	自動車の用途	使用できる者（機関）	要件など	塗色	根拠法令	
緊急自動車	届出	消防用自動車	消防機関その他の者 ※消防機関のほか ・工場、自警消防団 など	消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの (ポンプ車、はしご車、救助工作車 等) ※自治会等の自警消防団の場合は、活動実態が分かる 書面が必要です	朱	道路交通法施行令 第13条第1項 第1号
		救急用自動車	国、県、市町村 医療機関	傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置 を有するもの ※医療機関の場合は、医療開設証明書のコピーが必要 です	白	同項 第1号の2
	指定	消防用自動車	消防機関	区分「届出」以外の消防用自動車	朱	同項 第1号の3
		救急用自動車	県、市町村	傷病者の応急手当のための出動に使用する自動二輪車	白	同項 第1号の4
		医師派遣用自動車	医療機関	緊急搬送される傷病者の応急の治療を行う医師を当該 傷病者の場所まで搬送する自動車	白	同項 第1号の5
		緊急往診用自動車	医療機関	傷病者について緊急の往診を行う医師を当該傷病者の 居宅まで搬送する自動車	-	同項 第1号の6
		警察用自動車	警察	警察の責務を遂行するため使用するもの	-	同項 第1号の7
		自衛隊用自動車	自衛隊	部内の秩序維持・自衛隊の行動・部隊の運用のため使 用するもの	-	同項 第2号
		検察庁用自動車	検察庁	犯罪の捜査に使用するもの	-	同項 第3号
		矯正施設用自動車	刑務所 その他の矯正施設 ※拘置所、少年院、 少年鑑別所、 婦人補導院 など	逃走者の逮捕・連戻し・被収容者の警備のため使用す るもの	-	同項 第4号
		入国管理局用自動車	入国者収容所 地方入国管理局	容疑者の収容、被収容者の警備のため使用するもの	-	同項 第5号
		電気事業用自動車	電気事業者	危険防止のための応急作業に使用する自動車 ※ガス事業者は、ガス事業許可証のコピーが必要です	-	同項 第6号
		ガス事業用自動車	ガス事業者 簡易ガス事業者 特定石油ガス輸入業者			
		水道事業用自動車	水道事業者 ※県、市町村等の 上水道事業者			
		鉄道事業用自動車	鉄道事業者			
		電信電話事業用自動車	電信電話事業者			
		路上障害物 排除事業用自動車	日本自動車連盟 委託を受けて路上障害 物排除業務を行う者			
		水防機関用自動車	水防機関 ※国、県、市町村の 治水に関する部署	水防のため出動する自動車	-	同項 第7号
		輸血用血液製剤 搬送用自動車	輸血用血液製剤 販売業者	輸血に用いる血液製剤の応急運搬に使用する自動車 塗色は白色であること	白	同項 第8号
		道路管理用自動車	道路管理者	道路の通行を禁止し若しくは制限するための応急措置 障害物を排除するための応急作業に使用するもの	-	同項 第9号
	電波探査用自動車	総合通信局 沖縄総合通信事務所	不法に開設された無線局の探査のために出動するもの	-	同項 第10号	
	交通事故調査用自動車	交通事故調査 分析センター	事故例調査（緊急性を要するものに限る）のための出 動に使用するもの	白	同項 第11号	
	原子力防災用自動車	国、県、市町村等 原子力事業者	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の 対策を実施するため使用する自動車	※	同項 第12号	
	道路維持作業用自動車	届出	道路維持作業用自動車	道路の維持・修繕・道路標示の設置に必要な特別の構 造・装置を有する自動車（モータ・スイーパー、ショ ベル・ローダ、モータ・グレーダ など） ※「委託を受けて道路維持作業を行う者」の場合は、 道路管理者との業務委託契約書のコピーが必要です	-	道路交通法施行令 第14条の2 第1号
指定			道路管理者	道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車 (道路パトロールカー、トラック・ダンプなど)	黄・ 白	同第2号

※ 塗色欄の「-」は塗色の制限なしです。「※」は交通総務課渉外係まで問い合わせてください。